

電気用品の法的規制

—推移と現状について—

木 下 邦 夫

STATUTORY CONTROL FOR ELECTRICAL APPLIANCE AND MATERIAL

— It's change and the Present situations —

序 文

電気用品は、製造段階での欠陥、誤用、或いは不適切な管理によって、電撃や熱傷などの人身事故や電気火災に直接つながる危険があり、またラジオ等に聴取障害を与える雑音発生源にもなるので、早くから立法措置がとられ、その法的規制の内容も時代とともに変容してきた。その推移と現状について調査したので報告する。

1 自主規制の時代

明治20年、東京電燈（株）〔東京電力（株）〕が電力供給事業を創始したのを皮切りに、電力利用の一般化が推進される基盤が調えられた。明治23年には、白熱舎〔東京芝浦電気（株）〕が白熱電燈の国産化を始めている。明治43年、DRIVER HARRIS 社（米国）がニクロム線を開発、電気コンロ、電気アイロン、電気ストーブなどの電熱応用器具が世界的に普及していく端緒となった。

電力供給事業の創成期であった明治末期から大正の初め頃は、電気に関する知識は、まだ一般には白紙の状態であったので、不知から起り得る危険を未然に防止する目的で、大正2年6月、通信省は次の告示を出している。

電気ニ関スル注意心得ニ関スル件

(通信省告示第535号) 抜粋

電柱及ビ電線ニ関スル注意

- 1 電柱及ビ電線ニハ成ルベク接触セザルヲ良トス。……電線ヲ支持スル碍子、腕木又ハ電柱ノ全部若クハ一部ヲ赤色ニ塗リタルモノ又ハ左ノ表示アルモノハ高圧又ハ特別高圧ノ電氣ノ通ズルモノトナレバ特ニ注意スベシ。



- 2 電柱、電線ノ近傍ニ出火アリテ、電柱類焼ノオソレアリトモ、妄リニ刃物ヲ以テ切断シ又ハ電柱ヲ倒ス等ノコトアルベカラズ。此ノ道ニ心得ナクシテ之ヲ試ムルトキハ意外ノ危険ニ陥ルコトアリ注意スベシ。
- 3 電柱、腕木、電線又ハ之ニ接続セル物品ニ火花ヲ発シ又ハ異常アルトキハ速ニ警察官又ハ電気事業者ニ報知スベシ。但シ電気鉄道ニ於テ電車通行ノ際火花ヲ発スルハ通常ナレバ之等ハ別格トス。
- 4 電線ノ切断垂下セルモノアルモ妄リニ之ニ触ル可カラズ。万一己ムヲ得ズシテ切断垂下線ヲ動カストキニハ乾キタル布ニテ厚ク手ヲ包ミ、乾燥シタル長キ竹木ノ類ヲ以テ間接ニ之ニ触ルベシ。其ノ間乾キタル靴若クハ下駄類ヲ穿ツヲ良トス。若シ跣足又ハ草鞋ノママニテ刃物或ハ金棒類ヲ以テ電線ニ触ルトキハ電撃ヲ受クルコトアルベシ。

室内用電力電燈線ニ関スル注意

- 5 室内用電線ハ電氣ノ漏洩ヲ防グ為糸「ゴム」又ハ布ニテ包ミアルモ若シ斂損ノ箇所アルトキニハ危険ノオソレアリ。然ルニ往々電線ヲ戸障子間ノ如キ開閉ノ為メ摩擦セラルル所ニ挟ミ又ハ電燈球ヲ疎漏ニ上下ニ動カシ、之ガ為線ノ外包ヲ破損シ其ノママニ放棄シ置クコトアリ」此ノ如キハ不時ニ発火スル危険ノアルモノナレバ、室内用電線ハ決シテ損傷セザル様注意シ、若シ損傷ノ箇所アラバ速ニ電気事業者ニ報知シ修補セシムベシ。
- 6 電線ヲ瓦斯管、水道管其ノ他金属體ニ接シメ又ハ釘ニ懸クル等ハ其ノ外包ノ損傷ヲ来シ易ク電氣ノ漏洩ヲ惹キ起スオソレアルモノナレバ必ズ之ヲ避クベシ。

大正5年に小型電動機応用機器として、扇風機が国産された。しかし当時の電気用品は、輸入品が圧倒的に多く、国産品の流通実績が少なかった。従って社会的な信用が仲々得られず、国産電気用品産業の発展にも好ましくない影響を与えていた。このような情勢のもとづいて、大正5年9月、通信省は「電気用品試験規則」(省令第50号)を制定し、製造業者からの依頼によって、同規則の別表に定めている物品の種別ごとに試験を実施し、所定の検査を経て基準に適合したものには、試験成績証明書または合格票を交付した。物品によっては封蠟か鉛封印を施し、品質、性能、安全性に保証を与えた。この試験は通信省電気試験所のほか、試験の種

電気用品試験規則別表（試験細自表）

第 1 号 表	通信用電気機械器具
" 2 " "	電気標準器, 高度標準器, 電気測定器, 磁気測定器
" 3 " "	電球及び其ノ附属器具
" 4 " "	電線, 絶縁材料及び其ノ他電気諸材料
" 5 " "	電池
" 6 " "	配電盤用品, 保安器
" 7 " "	無線電信電話用品
" 8 " "	電力用機械器具 (扇風機, 電熱器 etc)

合格票

封緘又ハ鉛封印



別によっては、大阪、福岡、福島の電気試験所出張所でも行なわれた。

大正13年3月に通信省告示第281条で「家庭用電熱器標準仕様ニ関スル件」を定め、料理用電熱器、暖房用電熱器、湯沸用投入型電熱器、電気熨斗（電気アイロン）、電気炬燵、電気布団、煙草点火器などの構造の基準や性能表示の方法、品質、性能、安全性に関する試験方法を告示している。この告示は法的強制力はなく、製造業者の自主規制に期待する性格であった。

大正13年、後藤新平らによって家庭電気普及会が結成されている。同年、粗悪な電気用品の流通を阻止する目的で、東京電燈（株）が電気用品の個別試験を始めたが、個別試験の業務量が激増したので、大正14年、型式承認方法も併用された。当時の電気用品は、個別試験または型式承認のいずれかに合格したものでなければ、使用できないこととしたため、不良電気用品を駆逐するのに効果があった。この型式承認制度は、東京市電気局、東邦電力（株）管内でも実施されるようになって、この状態が昭和10年の電気用品取締規則（逓信省令第30号）制定のときまでつづいた。

2 電気用品取締規則制定前後

大正14年、NHKによるラジオ放送が開始され民生用電気機器は無線通信分野へと拡げられていった。昭和5年に電気冷蔵庫、電気洗たく機、電気掃除機、昭和6年には電気時計、昭和

10年にはルームクーラーがそれぞれ国産化された。しかしこれらの電気製品は、価格も高く、一般的な普及には至らなかったが、当時としては、昭和11年～12年項には家庭電化のピークに達していた。そのような背景のもとで、電気用品により確実な信頼の保証を与える電気用品試験制度の必要性を求める気運が高まり、昭和7年、通信省電気試験所、堀岡正家技師を欧米先進諸国に派遣して調査をさせた。その調査を参考にして昭和10年9月30日、電気用品取締規則（通信省令第30号）が制定された。

この規則は、製造免許と型式承認の2本の柱で構成されている。電気用品の製造をしようとするものは免許を受けること、免許を受けた電気用品ごとに、同規則別表に定める型式の別ごとに型式承認を受けることなどを規定している、この規則の制定で、輸入業者も輸入した電気用品について型式承認を受けねばならなくなった。そして製造業者、輸入業者は型式承認を受けていない電気用品の販売を禁止された。（販売業者については、昭和36年の電気用品取締法の制定によってばじめて規制されたことになる）この規則は、当時としては画期的な立法措置であって電気用品の信頼度は飛躍的に向上した。型式承認を受けた電気用品には、型式承認の記号、承認番号及び製造業者の氏名または名称、商標を示すことが同規則第15条で義務づけられている。

型式承認後は、製造設備、試験設備及び電気用品について報告を求め、また試験のため電気用品を提出させたり、検査員を派遣できることになった。（電力会社による型式承認は、同規則による型式承認と紛らわしいので認定と呼称が変わり、戦後、認定は推奨と定められ現在に至っている。また、電気用品取締規則は単独の省令であったため、法律の裏付けのない罰則の適用ができなかったが、昭和24年5月14日、法律第103号で電気事業法の一部を改正して、罰則は電気事業法によることとなった。）

〔1〕 電気用品取締規則の適用品目

適用品目

1 絶縁電線	7 接続器
2 可撓組線	8 電熱器
3 金属管及び金属線極	6 小型電動器
4 可熔片	10 小型変圧器
5 開閉器	11 電流制限器
6 点滅器	

規則第14表で定めてある書式

年	月	日	右電気試験所長ノ証明ニ依リ承認番号第 号ヲ附シ型式ヲ承認ス	右試験ノ結果、其ノ成績所定ノ基準ニ適合スルトヲ証明ス	三、試験成績別紙ノ通	二、型	一、電気用品名	電気用品型式承認書	申請者名
通信大臣	氏	名	印	電気試験所長名印					

規則第1条の適用品目は11品目で、これらの品目の細目は93品目であった。この中で民生用電気機器は表に示してある通りであった。

民生用電気機器（適用品目の一部）

採暖用電熱器	電気ストーブ（電気火鉢を含む）	電気温水器	投込湯沸器・電気温水槽 瞬間湯沸器
	電気炬燵 電気行火 電気足温器 電気布団	電気鋸類	電気アイロン 電気裁縫機 電気半田機 電気髪鋏
調理用電熱器	電気飯炊釜・電気牛乳沸 電気七輪・電気コーヒー沸 電気天火・電気トースタ 電気湯沸	その他電熱器	毛髪乾燥器・煙草点火器
		小型单相電動機	電気扇（通風用を含む）

〔2〕 規則の運用と適用品目の拡大

昭和10年度の製造免許の申請件数は、907件、型式承認申請件数は6218件であった。製造免許及び型式承認は、戦中、戦後の混乱期を除いて、受付けた申請は品目別に3年から5年の有効期間を定めて書類審査し、有効期限付で承認された電気用品には、型式承認番号の数字の頭の0をつけて表示することにされた。そして有効期間が満了する前に試験品を提出して試験を受け、合格品には頭の0を除いたものが型式承認番号となり、正式の型式承認が成立した。正式の型式承認は、その品目については権利は永久的なものになった。

昭和12年には型式承認済みの電気用品は、合計約8000件に達していた。

昭和20年、戦火を受けた電気試験所は、試験機能を失っていた時期があり、欠陥電気用品が多数市場に流通した。

そこで、消費者保護のため、昭和20年1月7日、商工省告示第41号によって、型式承認を電気機械統制会電気用品審査会の認定に切替えた。この審査会で認定された電気用品には㊦の記号を明記することとし、この制度は、電気試験所が復興する昭和23年8月まで続き、㊦の認定票のついた電気用品は、昭和25年末まで有効であった。

認定された件数は、約500件で、住宅用配線器具、生活熱源の需用の増大も関係して、コンセント、キーソケット、さし込みプラグ、ローゼット、電気七輪であった。なかでも電気七輪は、約250件に達し、敗戦直後の燃料不足時代を反映している。

昭和25年頃、戦争中禁止されていた民生用電気機器の量産も軌道にのり、電気冷蔵庫、電気洗たく機、けい光燈など市場への供給も徐々に増加していった。

昭和26年1月30日、電気用品取締規則別表の改正（通商産業省令第3号）があり、規制の対象である電気用品の品目が29品目増加して、合計122品目になった。民生用電気機器で追加されたものは、電気足温器、電気レンジ、電気バリカン、家庭用電気ミキサー、電気髪剃、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気掃除機、家庭用電気洗濯機、蛍光放電管用チョークコイルなどである。

3、電気用品取締法制定え

昭和25年、朝鮮戦争が勃発し、戦争特需を契機として経済は高度成長路線にのり、昭和30年代には、神武、岩戸景気の繁栄を謳歌することになる。民生用電気機器産業も順調に伸展し巨大産業え脱皮していくのである。三洋電気（株）は、当時の国産丸型かくぼん式電気洗たく機にかわって、噴流式を開発、5万円台の国産型価格を大きく下回る2万8500円で発売し、他社も追従を余儀なくされ、民生用電気機器の大量普及時代の先駆となった。昭和28年8月のことである。所謂電化元年である。この年、NHKによってテレビ放送が開始されている。映像時代の幕あきであった。

高度成長経済下、尨大な潜在需要をふまえ相次ぐ新製品の開発、そして生産の量的拡大によって、電気用品取締規則の運用も新しい事態に充分な機能をはたせなくなり、また規則自体の不備も表面化して、不良品の横行の要因となった。

昭和26年、各地区に通産局と電力会社を主体とする不良電気用品防止対策委員会が発足し、流通経路の商品調査、工場に対する指導監督を行なった。この委員会は、昭和31年に電気安全委員会と改称され、昭和36年2月に発足した電気安全全国連絡委員会を頂点とする全国組織として、消費者保護活動を続けることになる、

昭和27年、電気及びガス関係法令改正審議会が設置され、通商産業大臣の諮問機関となった。翌年8月、この審議会によって、電気用品の規制改善について次の趣旨の答申が出されている。

- (イ) 販売事業者に対し、型式承認の表示のない電気用品の販売を新しく禁止すること。
- (ロ) 製造免許に一定の有効期限をつけること
- ハ) 工場検査の徹底強化をはかること。

昭和34年3月、参議院地方行政委員会も消防法改正に関連して、不良電気用品の排除について附帯決議がなされた。翌年4月、行政管理庁から電気用品取締行政の改善について、通産省に、次のような勧告がなされている

- (イ) 規制品目の範囲を、新製品の出現に対応できるよう拡げること
- (ロ) 製造免許及び型式承認に有効期間を新しく設定し、整理する必要がある
- ハ) 販売業者に対する規制が必要であること。
- ニ) 型式承認後の品質管理を行う必要があること。
- ホ) 型式承認のための試験処理能力を拡充すること、

以上のような答申或いは勧告をふまえて、昭和36年11月、電気用品取締法案(法律第234号)が国会に提出され、同年11月16日成立、政令第323号で昭和37年8月15日から施行される運び

になった。昭和37年8月14日、電気用品取締法施行令（政令第324号）、電気用品取締法施行規則（省令第84号）、電気用品の技術上の基準を定める省令（省令第85号）が制定された。

この年5月4日、家庭用品品質表示法（法律第104号）が制定された。一般消費者の利益を擁護することを目的とし、購入に便利のように、識別基準、性能、取扱い方法、使用上の注意などを指定品目について、表示することを義務づけている。電気用品にも品目の指定がなされている。

家庭用品品質表示法による指定品目 (昭和50年2月現在)

電気洗たく機	電気冷房機
電気がま	テレビジョン受信機
電気スチームアイロン	電気ジューサー
電気毛布・電気敷布	電気ミキサー
電気ひざかけ	電気ジューサーミキサー
電気座ぶとん	電気トースター
電気掃除機	電気カミソリ
電気冷蔵庫	ヘッドライヤー
電気こたつ・ 扇風機・換気扇	電気ロースター・電気パネルヒーター
	電気ポット・電子ジャー

4、電気用品取締法時代

電気用品取締法は、第1条に法の目的をかゝげ、粗悪な電気用品による危険および障害の発生を阻止することを明確に規定している。

この目的条項は、電気用品取締規則にはない。

法の目的を達成するため、新しく次のような規制が定められた。

(1) 電気用品の製造事業者の登録

電気用品の製造免許が登録制度に切換えられた（法第3条）

法の指定する電気用品の製造は、登録製造事業者に限定される。製造設備及び検査設備が省令第85号の技術上の基準に適合していることが、登録資格として必要になった。

(2) 社内検査と検査記録の保存

登録製造事業者は、製造した電気用品の社内検査と検査記録の作成及び保存が義務づけられた。（法第22条）

(3) 型式認可と試験機関の指定

従来の型式承認は、型式認可と名称が改正され、電気用品は輸入品も含めて型式認可を受けることが必要になった。(第18条, 23条)

認可にかゝわる試験機関が新しく指定された。(法第21条)

この指定にもとづいて、「財団法人日本電気協会電気用品試験所」が指定試験機関となった。

(4) 型式認可の更新制度

電気用品は、7年間の有効期間が定められた。旧制度では、型式認可は永久の権利であった。(法第24条)

(5) 販売および使用制限

販売事業者は、型式認可の表示のない電気用品の販売が禁止され、電気工事に用いられる電気用品及び電気用品の部品として使用される電気用品も、型式認可のないものは使用禁止になった。(法第27条)

(6) 罰則の強化

電気用品取締規則では、最高2千円の罰金であったが、3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくはこの両者を併用されることになった。

5、現 状

電気用品取締法の制定時、電気用品の指定は195品目であったが、技術革新の進展に伴って民生用電気機器も、年を追って多様化し、法律の適用を受けない電気用品が多数流通し、不良電気用品による事故が多発した。昭和41年夏、法の対象外の電気蚊取器による乳児の感電死亡事故が直接の契機となって、昭和41年9月29日、政令第336号で電気用品の追加指定があった。その際、廃止または名称の統合があったものを差引して、指定品目は229品目になった。

電気冷凍庫、電気冷水器、電動工具、電気保温器、電気プレス器、電気くん蒸殺虫器、観賞魚用電気ほう発生器などがそのとき追加されている。

昭和43年5月20日、法律第56号によって、電気用品取締法が改正された。主な改正点は次の通りである。

(1) 電気用品の区分(法第2条)

構造または使用方法その他の使用状況からみて、特に危険または障害が発生するおそれが多い電気用品を「甲種電気用品」と定められた。これらの電気用品は、電気用品取締法施行令(政令第324号)別表第1及び第2で品目を指定している。

「甲種電気用品」の製造事業者は登録が必要であり、製造した電気用品は型式認可を受

なければならぬ。「乙種電気用品」の製造事業者は、届出が必要で、書類審査を受けなければならぬ。

甲種電気用品の品目の改正

規制品種	品目改正の歩み 制定時の品目数	昭和41年6月29日改正			昭和43年11月15日改正		
		追加	廃止	差引	追加	廃止	差引
電線及び電気温床線	29			29	8	-8	29
電線管類及び附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	24			24	4		28
ヒューズ	8			8	1		9
配線器具	47			47	2	-1	48
電流制限器	3			3			3
小形単相変圧器、電圧調整器及び放電燈用安定器	10			10	2		12
小形交流電動機	6			6			6
電熱器具	48	16		64	24	-1	87
電動力応用機械器具	18	14	-1	31	43		74
光源応用機械器具	0	2		2	8		10
電子応用機械器具	0			0	6		6
その他の交流用電気機械器具	2	4	-1	5	12	-4	13
品目の総計	195			229			325

乙種電気用品の品目

品目	品目	品目
電動力応用機械器具	電動工具（6品目）	電動計算機
	可搬型ベルトコンベア	電動会計機
	ファンコイルユニット	事務用機械器具（19品目）
	電気除湿機	洗たく物仕上機械
	ミルククーラー	洗たく物折りたたみ機械
	電動ミシン	自動販売機
	農業用機械器具（4品目）	両替機
	選卵機	理髪いす
	洗卵機	温風暖房機（ガス、石油用）
	こつぶ加工機	電気楽器
	するめ加工機	写真熱付器
	包装機械	反射投影機
	荷造機械	ビューワー
	電気置時計	8ミリ編集機
	電気掛時計	白熱電球
	自動印画水洗機	けい光ランプ
	電動加算機	白熱電燈器具
		放電燈器具
	光源及び光源応用機械器具	電子応用機械器具
		その他の機械器具 （その他の交流用）
		携帯電燈（充電式）
		広告燈
		検卵器
		電子卓上計算機
		電子冷蔵庫
		インターホン
		電子楽器
		ラジオ受信機
		テープレコーダー
		レコードプレイヤー
		ジュークボックス
		その他の音響機器（テレビを除く）
		現像恒温そう
		電燈付家具
		コンセント付家具
		その他の電気器具付家具
		漏電検知器
		電気ペンシル

(2) 表示（施行規則第24条）

「甲種電気用品」は、㊦で型式認可を受けていることを、認可を受けた型式の内容（製造者名、定格電圧、定格電流、消費電力 etc）と併せて表示しなければならない。「乙種電気用品」は㊦の記号のほか型式の内容の表示が必要である。

これらの表示は、家庭用品品質表示法による表示と併記されることになる。

(3) 電気用品の指定品目の追加

甲種電気用品として、新しく、電気食器洗い機、コーヒーひき機、電気スタンド、8ミリ映写機、電子レンジ、テレビジョン受信機などが追加され、廃止された品目などを差引いて、325品目となった。（政令第319号）

乙種電気用品の指定品目は、83品目である

(4) 指定試験機関の追加

電気用品の品目別に、次のように定められた（施行規則第16条の2）

品 目	指 定 試 験 機 関
甲種電気用品（スライド映写機、8ミリ映写機、エレクトロニックスフラッシュ、写真引伸機、テレビジョン受信機および電子レンジを除く）	財団法人日本電気用品試験所
スライド映写機、8ミリ映写機、エレクトロニックスフラッシュおよび写真引伸機	財団法人日本写真機検査協会
テレビジョン受信機および電子レンジ	財団法人日本機械金属検査協会

（電気用品取締法施行規則 第16条の2）

(5) 型式認可の有効期間の区分

品種により、7年、5年、3年と有効期間が区分された。（法第24条）

昭和49年12月12日付省令第92号で、電気用品取締法施行規則の改正があり、甲種電気用品の製造設備、検査設備、新しい構造を有するものの型式の区分の追加、表示の方法について、一部改正された。

また、同日付省令第93号で、電気あんかによる低温やけど、脱水洗たく機による人身事故の問題、その他民生用電気機器に対する消費者の苦情が続出した背景のもとで、「電気用品の技術上の基準を定める省令」が一部改正された。

主な改正点は次のようである。

(1) 機械的強度に関する規定の追加

機器とコードの接続部の強化、コード収納型機器のコードの発熱限度、機器の外かくの

脱水洗たく機の事故例

大阪市消費者センター資料より

被害者の住所	メーカー名	型式	購入年月	事故年月	事故内容
大阪市	東芝	VH - 7610	44年 月	48年10月	右手中指第2関節切断, プレーキ故障
高槻市	"	VH - 9100	45・10	48・10	同上 脱水槽止まりにくい
吹田市	"	VH - 8000	42・9	47・6	右手人差指第2関節から曲る
広島市	"	VH - 9000	44・9	49・2	右手中指第1関節から切断
立川市	"	VH - 7600	44・	49・5	同上 プレーキ故障
川崎市	"	VH - 8000	41・	48・10	" "
東久留米市	"	VH - 8800	44・	48・11	右手中指第2関節から曲る "
東京都	"	VH - 9200	45・3	48・12	プレーキ故障から怪我をした
"	"	VH - 8000	44・	48・10	右手人差指脱臼
東大阪市	日立	PS - 6600	47・11	48・12	右手人差指第2関節から曲る
西宮市	"	PS - 2105	41・	43・11	右手中指切断
与野市	"	PS - 225	44	47・12	右手薬指切断
高知市	"	PS - 210	44	48・10	指先振れ第2関節から切断
福岡市	三洋	SW - 710	43	48・3	左手人差指第2関節から切断
行田市	"	SW - 412	46	49・4	右手中指第2関節から切断
東京都	"	"	不明	47・	脱水槽が止らず怪我をした
松山市	"	SW - 6000	47	49・1	右手人差指第2関節切断
上田市	三菱	CW - 7000	42	46・3	指の怪我 プレーキ故障
八王子市	"	PW - 2200	44	48・12	同上
丸亀市	シャープ	EZH-2500	44・9	45・9	右手人差指第2関節切断
鯖江市	ゼネラル	ER - 320	45・	47・8	右手人差指第1関節切断

強度の強化などがはかられた。

(2) 部品の故障を想定した安全基準の追加。

(3) 事故の再発を防止し、安全性を確保するための強化。

- ① 電気こま, 電気トースターのように, 充電部が露出していて電撃を受けるおそれのある電気用品は, 両切りスイッチを採用すること。
- ② 電子ジャーなどは, 通常の使用状態で, 内部から発生する蒸気による絶縁不良を生じない構造とすること。
- ③ 電気毛布について, 発熱部の平常温度上昇値を120℃から100℃に, 毛布の表面温度のそれを90℃から70℃に, 異常温度上昇限度を150℃から120℃にそれぞれ引き下げた。
- ④ 電気あんかについて, ふとん形のは, 表面の平常温度上昇値を90℃から75℃に下げ, ふとん形及びやぐら形以外のものについては, 表面温度を45℃以下にセットできる

調整装置を有すること。

- ㊦ 電気脱水機について、脱水槽を二重ふたとし、外ふたを開けてから脱水槽の回転が停止するまでの時間を規制し脱水槽のブレーキ試験及び脱水機の電動機の抱束試験が新しく追加された。
 - ㊧ 充電式機器のコンデンサーの耐湿試験を追加し、吸湿による絶縁不良が原因で発火する事故を防ぐようにした。
- (4) その他、安全性強化のために、のぞき窓を有する電熱器具に用いるガラスに対する規制、パネルヒーターや扇風機の転倒防止規制、合成樹脂製の器体に関する規制などが追加された。

6 む す び

電気用品の法的規制は、生産と消費の実態を反映しながら内容を新しくして、消費者保護の主導的役割を果たしている。しかし法の充足は、安全性の確保に必要な条件であるがそれだけでは問題が残ることは、最近報道された事故例に限ってもうかがうことができる。

「全自動洗たく機燃える」	昭・507・29（朝日）
「欠陥 LP ガスもれ警報機」	8・13（〃）
「台風に備え充電中懐中電燈出火」	8・16（〃）
「欠陥電気カミソリ、家焼く」	9・6（〃）

ここで問題点を指適し、電気用品に関する消費者保護の展望を述べてこの稿を終ることにする。

電気用品の中でも、民生用電気機器はその多くが大量消費財であり、科学技術の進歩、生活水準の向上は、新しい需要を開拓する新製品の開発を可能にし、share の拡大をめぐる企業間の競争が極めて激烈である。技術的に解決できる安全性の向上にしても、生産コストと販売価格と相克する関係があり、企業利益と必ずしも一致しない点がある。また新しい原材料、部品、加工技術の採用についても、安全性に対する十分な検討を経ないで製品化が急がれていることが多く、欠陥商品出現の一つの背景となっている。

昭和50年5月8日付の新聞報道によると、通産省が行なった民生用電気器機の試買テストの結果、法に定める技術基準不適合のものが24.5%あり、法の定める権限により、それぞれの企業に改善命令が出されている。

電気用品による事故の原因で、民生用電気器機に特徴的なものに、使用方法の誤り、故障修理改悪、スイッチの切り忘れなどの誤用によるものがある。自治省消防庁が昭和48年1月から12月までの全国全火災原因を集計した調査によると、電気アイロン、電気こてに原因する出火

件数285件のうち212件が、スイッチの切り忘れである。

fool proof. fail safe は製品に与える安全性の究極の目標ではあろうが、安全性と企業利益のバランスが優先しているのが現状である。

消費者保護の問題が顕在化し、一般的に認識されはじめたのは、高度経済成長下、大量消費、大量普及の企業にとっては黄金時代であった昭和30年代であるといわれる。つくれば売れる時代は、欠陥商品横行の下地でもあった。電気用品に関しては、行政的には電気用品取締法、家庭用品品質表示法^{かなめ}を要として消費者保護政策が進められ、昭和43年5月、消費者保護基本法が制定され、消費者主権の立場が確立された。

電気用品の安全を確保するためには、企業努力に対する要請も勿論であるが行政介入による企業の監視体制の強化、基本法の趣旨にもとづいて設立されている国民生活センター、各地の消費生活センターなどによる情報収集と欠陥商品の公表及び消費者から提起された商品に対する苦情の処理を通じて消費者と企業を詰るパイプの機能が強力に推進せらねばならない。また、消費者サイドとしては、基本法に定める消費者の役割を忠実に果すことが、安全指向の心構えとして極めて重要である。